		_		油 子					に存	を る 絵	; 与 所 得:	舌 琨 耴	1届出	書								
	県	民	税	寺	別	徴		収	ν- ν	,, O ,, E	, 4 //1 14		• /щ —	_		整	理番号	-				
				1			Ŧ	₸						課	Į	•			指定番号・宛名番号			名番号
1.	جئرن	ш⊸∗	Ħ	給作	9月 所	f在地								担保				特別徴収				
大	淀	町	長	死 子 {	数	\longrightarrow	+-							、氏					指定番号			
				支払	X 笺 名	称	:							当名	i							
	年	i	月 日	者 老	ケー									者電	ì				宛名番	:号		
			提出	H 1 3	9 個/	人番号?	又は法	人番号						記								
フ!	リガナ					新			(ア	7)	(1)		ウ)				異動	の事由	1		異動後	の未徴収
給氏	名					姓					徴収済税額	見 未徴	収税額	異動	年月日	*	事業主及び従業普通徴収へのも					徴収方法
	三月日 大・昭・平 年 月 日						特別徴		(ア)-(イ) 例)11月10日納期限分の場合→10月分								退職					
	国人番								() [21,51,7	月分か	à	 月分から			3.	死亡	4. 1	木職	-	. 特別	徴収継続
	1月1日													令和	年	5.5	長欠	6. 3	支払少額	,	2. 一括	徴収
得住	現在										月分ま	で	月分まで			ı	支払不定其	月				
者所	異動後									円		円	円	ر	月 日	8.	その他		٦	3	3. 普通 (本人	が納付)
	共到区	1														L			J			
1 /i	生 日 [2	医口口包	継続の場	<u>Δ</u> (3	2011	5/2/2	が:	年しい	勘数生で	*/性·日门/#/	収を希望され	ス担人)	ァ記すし	ア下ム								
1 1	iling to		エガルマン <i>の</i> が		百 丁 沙	144	13 7	M CV.	$\overline{}$		T	氏		C C		新しい	・勤務先へに	t.				
新しい	1.	1 '							符	別() (以上	旨定番号	旦 夕							Д	を	月	分(翌月10日
勤務先	_i 地											当電					対期限)から					
(特別徴 義務者	(収 名	(フリカ	ガナ)									話				受給	合者番号					
	称								法人	番号							書の要否		1. 必要	Ę	2.	不要
	称		ону /	-l	(보 슈큐)		Zilila i l⇒	느 기 미									書の要否		1. 必要	5	2.	不要 ————————————————————————————————————
2	一括	数収(合に記入	してく	ださい。)			ml			書の要否		1. 必要	5	2.	不要
理 1	一括	数収(の場合 (ヨが12月31						合に記入	してく	徴収予定額			円	生記の一	納入		変乱け				
理 1	一 括	数収 (動の日		日以前で	ごかつ	本人か	らの	申出がる	合に記入めったため	してくめ。		()			空記の-	納入	書の要否	額は、		月分	子で納え	します。
理 1 由 2	一括 . 異	数収 の動の目動の目	日が12月31 日が1月1日	日以前で	ごかつ	本人か 別徴収	いらの	申出がる	合に記入めったため	してくめ。	徴収予定額 ((ウ))と同額	()			立記の―	納入		額は、		月分	子で納え	
理 1 由 2	一括	数収 の動の F 動の F 動の F	312月31	日以前では以降では	ごかつ いつ特 ない	本人か 別徴収) 場 (3らの Qの継 合	申出がる	合に記 <i>入</i> あったたる 望がないが	してく め。 ため。	徴収予定額 ((ウ))と同額 を右欄に記	()			空記の―	納入		額は、		月分	子で納え	

| 1 本書は、特別徴収の(個人の町民税・県民税(住民税)を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した)従業員等が、異動(退職・転勤等)した場合にご提出いただく用紙です。 | <u>提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。</u>従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。

2. 異動の日が1月1日~4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(上記(ウ)の額)を一括徴収できないため。

经 5 支 4 起 生

甲足形

3. 死亡による退職のため。

⁹ 2 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、町役場へお問い合わせください。